

## 令和元年度第2回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月7日(火)午後1時30分から午後3時40分

2. 開催場所 三次市役所 6階 601号室

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第6号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第7号 農地法第18条(通知)

報告第8号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第9号 非農地証明願承認

報告第10号 農地転用(農業用施設)届出

議案第7号 農地法第3条

議案第8号 農地法第4条第1項

議案第9号 農地法第5条第1項

議案第10号 農用地利用集積計画

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

議案第12号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定

議案第13号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第2回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、

総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、福田委員・藤川委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、令和元年度第2回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第6号から報告第10号までの5件です。

議案が、議案第7号から議案第13号までの7議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 議事日程に従い、報告第1号から報告第5号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第6号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について18件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の1ページから6ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第7号「農地法第18条（通知）」について1件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。詳細については、議案書の7ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第8号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について5件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の8ページから10ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第9号「非農地証明願承認」について6件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、十日市南\_\_\_\_\_，現況地目は宅地で、面積が134㎡，申請人が、十日市南\_\_\_\_\_，●●●●さん，非農地となった理由は、昭和56年に共同住宅を建築，宅地化し現在に至っています。

申請番号2 土地の所在が、上志和地町\_\_\_\_\_，現況地目は宅地で、面積が105㎡，申請人が、上志和地町\_\_\_\_\_，●●●●さん，非農地となった理由は、昭和36年に住宅を建築・宅地化し現在に至っています。

申請番号3 土地の所在が、布野町横谷\_\_\_\_\_，現況地目は宅地で、面積が13㎡，申請人が、布野町\_\_\_\_\_，●●●●さんと、島根県飯石郡飯南町上赤名\_\_\_\_\_，●●●●さんで、持分がそれぞれ2分の1，非農地となった理由は、約30年前に農器具庫を建築，宅地化し現在に至っています。

申請番号4 土地の所在が、布野町横谷\_\_\_\_\_，現況地目は宅地で、面積が294㎡，申請人が、布野町横谷\_\_\_\_\_，●●●●さん，非農地となった理由は、昭和59年頃に大工小屋を建築，宅地化し現在に至っています。

申請番号 5 土地の所在が、布野町横谷\_\_\_\_\_, 現況地目は道路で、面積が 50 m<sup>2</sup>, 申請人が、布野町横谷\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 非農地となった理由は、昭和 57 年頃、●●会館の設置に伴い会館の通路として舗装、現在に至っています。

申請番号 6 土地の所在が、甲奴町宇賀\_\_\_\_\_, 現況地目は宅地で、面積が 125 m<sup>2</sup>, 申請人が、甲奴町宇賀\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 非農地となった理由は、平成元年頃に納屋を建築、宅地化し現在に至っています。

報告第 10 号「農地転用（農業用施設）届出」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 152 m<sup>2</sup>の内 51 m<sup>2</sup>, 申請人が、広島市安芸区瀬野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 転用目的は、農機具庫の建築です。報告については以上です。

議 長 報告第 6 号から第 10 号を報告いたしました。  
報告 5 件について、質問があればどうぞ。

(質問なし)

議 長 議案第 7 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係 長 議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 14 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 5 土地の所在が、君田町西入君\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 4,843 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、君田町西入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、君田町石原\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 94,323 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

18 番 譲渡人は高齢であり、後継者も帰ってくる予定もないため、耕作を依頼していた譲渡を希望されました。譲受人は周辺農地を広く耕作されており、効率的な利用が見込まれると思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 5 を決めます。  
次に申請番号 6 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6 土地の所在が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は田が 1 筆で、1,296 m<sup>2</sup>, 畑が 1 筆で、337 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 1,633 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人

4,576 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人は農業に興味があり、経営の拡大を検討していたところ、譲渡人との話がまとまりました。農機具も確保され、周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号6を決めます。  
次に申請番号7の説明を求めます。

係 長 申請番号7 土地の所在が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が68 m<sup>2</sup>、譲渡人が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, ●●●●●さん、経営状況は、譲受人15,214 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人は申請地が家から徒歩で3分と近いことから譲渡人と話がまとまりました。譲受人は農機具を確保され、周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号7を決めます。  
次に申請番号8の説明を求めます。

係 長 申請番号8 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が1,003 m<sup>2</sup>、譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、十日市中\_\_\_\_\_, ●●●●●さん、譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人は、ご主人が亡くなり、耕作できなくなり、管理してもらえる人を探しておられましたところ、譲受人が新規営農でブルーベリーの栽培をされるということで話

がまとまりました。周辺への影響はありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 8 を決めます。

次に申請番号 9 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9 土地の所在が、布野町戸河内\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 867 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、布野町戸河内\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、庄原市三日市町\_\_\_\_\_, ●●●●さんと、島根県邑智郡邑南町戸河内\_\_\_\_\_, ●●●●さんで、持分がそれぞれ 2 分の 1, 経営状況は、譲受人 29,148 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲受人は夫婦で、庄原市に住まわれていますが、休日には実家に帰って農業をされています。農地取得後は隣接地に自宅を建てられ、果樹や野菜の栽培をされます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9 を決めます。

次に申請番号 10 の説明を求めます。

係 長 申請番号 10 土地の所在が、和知町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 433 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、和知町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、和知町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 11,604 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 譲受人は奥さんが仕事を辞められるということで、規模拡大を考えられ話がまとまりました。譲受人の所有農地は全て耕作されており、機械の保有状況も問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 10 を決めます。  
次に申請番号 11 の説明を求めます。

係 長 申請番号 11 土地の所在が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 4,880 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 69,479 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡し人は高齢で耕作が難しいため、譲受人に話をして譲渡されるものです。譲受人は、子どもさん 2 人と農業をされており、農業機械の保有状況など、保有農地全ての耕作が見込まれます。周辺との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 11 を決めます。  
次に申請番号 12 の説明を求めます。

係 長 申請番号 12 土地の所在が、大田幸町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 7,255 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、広島市安佐南区毘沙門台\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、大田幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 14,374.52 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 譲受人は、譲渡人の農地を 20 年以上耕作されています。今回双方で話がまとまり譲渡ということになりました。譲受人は農業経験 50 年以上で問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 12 を決めます。  
次に申請番号 13 の説明を求めます。

係 長 申請番号 13 土地の所在が、秋町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 859 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、

東広島市高屋高見が丘\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 秋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 8,507 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は高齢で東広島市に住まわれ, 農地は譲受人が管理されてきました。農地は全て耕作されています。譲受人の農業機械の保有状況, 周辺農地との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 13 を決めます。  
次に申請番号 14 の説明を求めます。

係 長 申請番号 14 土地の所在が, 大田幸町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は田が 1 筆で, 1,434 m<sup>2</sup>, 畑が 1 筆で, 315 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 1,749 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 広島市安佐南区毘沙門台\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 大田幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 譲受人は5年前から譲渡人の家を購入されて住まわれています。以前から農地取得を考えられていましたが, このたび譲受人からすべての農地を譲り受けることとなりました。譲受人は新規就農ですが, 周辺農家の支援を受けて農業を始められます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 14 を決めます。  
申請番号 15 から申請番号 18 までは関連がありますから, 合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 15 は, 申請人の要望により保留とします。理由は, 所有権移転に係る双方での細部の調整が必要となったためです。

申請番号 16 から申請番号 18 の借主は, 吉舎町吉舎\_\_\_\_\_, 社会福祉法人 ●●●●, 経営状況は, 借主 19,001 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による 2 年間の賃貸借権の設定です。

申請番号 16 土地の所在が、吉舎町敷地字本郷\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,168 m<sup>2</sup>, 貸主が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 17 土地の所在が、吉舎町敷地字本郷\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,036 m<sup>2</sup>, 貸主が、広島市安佐北区安佐町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 18 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,528 m<sup>2</sup>, 貸主が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

なお、本 3 件は、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号について、社会福祉法人が社会福祉事業に係る業務の運営に供する場合として、農地法施行令第 2 条第 1 号ハの例外規定が適用されます。また、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項のその他各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 ●●さんは高齢で、子どもさんが耕作されていましたが、仕事が忙しくなり農業が難しくなっていました。●●さんは、広島市在住で耕作されていましたが高齢で農業が難しくなっていました。●●さんも高齢で農業が難しくなっていました。社会福祉法人●●●●は、老人ホームなどの経営をされています。障害者就労機会として農業で雇用を安定させたいと考えられています。地域との調和にも問題ありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 申請番号 15 を保留とし、申請番号 16 から申請番号 18 までを、異議なしと認め決めます。

議案第 7 号「農地法第 3 条」については、申請番号 5 から申請番号 14 まで、及び申請番号 16 から申請番号 18 までを異議なしと決し、申請番号 15 を保留とします。

議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 3 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 2 土地の所在が、上川立町, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 180 m<sup>2</sup>, 申請人が、上川立町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、墓地及び浄化槽の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 現在の墓地が自宅から離れているため、維持管理のため自宅付近に移設するもので

す。また、浄化槽の無断転用が判明したため始末書を添えての申請となっています。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 2 を決めます。  
次に申請番号 3 の説明を求めます。

係 長 申請番号 3 土地の所在が、吉舎町矢野地\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 365 m<sup>2</sup>, 申請人が、広島市東区中山南\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、農家住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 今回Uターンされるにあたり、農家住宅を建築し、農業を継承されます。また、進入路が狭いため、進入路の拡幅をされます。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 3 を決めます。  
次に申請番号 4 の説明を求めます。

係 長 申請番号 4 土地の所在が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, 現況地目は畑で、面積が 27,393 m<sup>2</sup>の内、357.5 m<sup>2</sup>, 申請人が、庄原市木戸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、農地改良のための一時転用です。  
申請地は、農振農用地区域内にある農地です。当該事業の実施に当たり、やむなく一時転用を行うものです。農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地等を供することが必要であると認められる場合」として、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は法面が急で、牧草を採取するのが難しくなっているため、盛土を行うものです。営農のための盛土であり問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項」については，申請番号 2 から申請番号 4 までを異議なしと決めます。

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 10 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 5 土地の所在が，畠敷町\_\_\_\_\_，地目は田で，面積が 412 m<sup>2</sup>，譲渡人が，畠敷町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が，庄原市中本町\_\_\_\_\_，有限会社 ●●●●，申請内容は，宅地分譲です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。法定外公共物公用廃止許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は市の管理の公園でしたが，公園を廃止して戻ってきた農地を宅地分譲されるものです。周辺農地への影響，排水等問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め，申請番号 5 を決めます。

次に申請番号 6 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6 土地の所在が，三次町\_\_\_\_\_，地目は畑で，面積が 98 m<sup>2</sup>，譲渡人が，三次町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が，三次町\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は，家庭菜園のための宅地拡張です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲渡し人は高齢で農地の管理が困難になっていました。現地に隣接する譲受人が家庭菜園として利用したいと申し入れました。周辺への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め，申請番号 6 を決めます。

次に申請番号7の説明を求めます。

係長 申請番号7 土地の所在が、君田町東入君\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が417㎡、貸主が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん、借主が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さんと、南畑敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

18番 譲受人は譲渡人の長男夫婦です。この度同居を考えましたが、本宅は手狭なため、隣接の農地へ住宅を建築されるものです。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号7を決めます。  
次に申請番号8の説明を求めます。

係長 申請番号8 土地の所在が、十日市西\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が1,627㎡、譲渡人が、十日市町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、東広島市西条町西条\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は共同住宅の建築です。申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7番 譲受人は申請地へ貸住宅2棟を建築し、その駐車場20区画を同時に整備されるものです。排水対策に問題ありません。周辺地域への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号8を決めます。  
次に申請番号9の説明を求めます。

係長 申請番号9 土地の所在が、廻神町\_\_\_\_\_, 598番、地目は畑で、面積が308㎡、貸主が、広島市安佐北区深川\_\_\_\_\_, ●●●●さん、借主が、廻神町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 農地を借り受けて、小規模な住宅と駐車場 3 区画、家庭菜園を整備されます。用水、排水、他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9 を決めます。  
次に申請番号 10 の説明を求めます。

係 長 申請番号 10 は、保留とします。  
地域の調整が未了であり、事業の確実性について、遅滞なく申請用途に供することが担保できないためです。

議 長 次に申請番号 11 の説明を求めます。

係 長 申請番号 11 土地の所在が、南畑敷町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 214 m<sup>2</sup>，譲渡人が、大田幸町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、南畑敷町\_\_\_\_\_，●●●●株式会社，申請内容は、宅地分譲です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地に住宅を建てたいとの要望があり、●●●●株式会社に譲渡して宅地分譲するものです。排水対策、他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 11 を決めます。  
次に申請番号 12 の説明を求めます。

係 長 申請番号 12 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_，\_\_\_\_\_，地目は、すべて田で、面積の合計が 440 m<sup>2</sup>，譲渡人が、神奈川県相模原市中央区相模原\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、畠敷町\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は耕作されていません。このたび話がまとまり、一般住宅を建築されるもの

です。周辺農地への影響はありません。排水対策も問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 12 を決めます。

申請番号 13 と申請番号 14 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思いません。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 13 と申請番号 14 の譲受人は、庄原市板橋町\_\_\_\_\_，株式会社 ●●●●●，申請内容は、宅地分譲です。

申請番号 13 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 323 m<sup>2</sup>，譲渡人が、神奈川県相模原市中央区相模原\_\_\_\_\_，●●●●●さんです。

申請番号 14 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_，地目は畑で、面積が 402 m<sup>2</sup>，譲渡人が、岡山県岡山市南区彦崎\_\_\_\_\_，●●●●●さんです。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は株式会社●●●●●が譲受け、宅地分譲されるものです。排水対策，周辺への影響は問題ありません。他の農地への影響もありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 5 から申請番号 9，及び申請番号 11 から申請番号 14 までを異議なしと決し、申請番号 10 を保留とします。

議 長 議案第 10 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 恐れ入りますが、議案書ページの追加と訂正をお願いします。

農用地利用集積計画について、申請が一部漏れており、これに伴い集計表も訂正が必要になりました。本日お配りした 52-1 ページを、議案書 52 ページの次にお加えいただくとともに、53 ページの農用地利用集積計画集計表も、本日お配りしたものに差し替えてくださいますようお願いします。

議案第 10 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本日お配りした 53 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、51 件で 197,149.08 m<sup>2</sup>、農地中間管理権の取得にともなうものが、3 件で 17,863 m<sup>2</sup>、合計が、54 件で 215,012.08 m<sup>2</sup>です。

各申請については議案書の 23 ページから 52-1 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 10 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 10 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、56 ページの照会に対して、64 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目、57 ページをご覧ください。三若地区で作成されている人・農地プランに基づいて、プランの担い手である、有限会社●●●●に、農地 14 筆 14,289 m<sup>2</sup>を転貸するものです。2 件目、61 ページをご覧ください。君田町西入君地区で作成されている人・農地プランに基づいて、プランの担い手である、●●●●農事組合法人に、農地 2 筆 3,574 m<sup>2</sup>を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案

に対する意見」について、承認することに決めます。

議長 議案第 12 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 12 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、3 月に開催した総会において決定した「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による別段の面積に係る基準」に基づき、農地取得に係る別段の面積を 1 アールとする区域を 1 筆ごとに設定するものです。

設定区域は 2 筆で、指定地区の登録申請があったものです。いずれも、空き家情報バンクに登録された空き家に付随し、現に耕作されておらず遊休化する恐れが高い農地です。

各設定区域についてご説明します。

議案書 89 ページの別段面積位置図をお開きください。高杉町\_\_\_\_\_は、地目は、畑で、面積が 355 m<sup>2</sup>です。

次に、議案書 90 ページの別段面積位置図をお開きください。

三良坂町三良坂\_\_\_\_\_は、地目は畑で、面積が 417 m<sup>2</sup>です。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第 12 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 12 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について、承認することに決めます。

議案第 13 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 13 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 13 号は、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。

点検評価では、議事録の公表、農地法第 3 条の許可事務で、担当地区委員 2 名以上の複数による現地調査を行い、転用については、会長ほか複数の委員・事務局による現地調査で、適正な事務実施について、係数と内容を記載している他、1 人 1 年 1 マッチングの取り組みなどの担い手への集積、新規参入、遊休農地の解消などの取り組み結果を記載しています。

活動計画では、担い手への農地の利用集積目標を掲げ、1人1年1マッチングの取り組みなどの記載の他、新規参入の促進、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応などを明記しています。

平成21年1月23日付20経営第5791号、農林水産省経営改善局長通知で「農業委員会の適正な事務実施について」により、「点検・評価及び活動計画等の決定」を三次市のホームページに掲載することとなります。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第13号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員(全員挙手)

議長 議案第13号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、異議なしと認め、承認いたします。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて上田座長から役員会の報告をお願いします。

(上田座長 役員会報告)

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 一般報告)

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係長 次回は、6月5日(水)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第2回農業委員会総会を終了します。